

環廃産発第1302251号

平成25年2月25日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長



低濃度PCB含有廃棄物に関するPCB含有量の測定法について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4に規定される産業廃棄物の無害化処理に係る特例の対象となるPCB廃棄物については、昨年8月の「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成18年7月環境省告示第98号）の一部改正により、従来の微量PCB汚染廃電気機器等に加え、PCBの含有量が5,000mg/kg以下のもの（低濃度PCB含有廃棄物）についても位置づけられたところです。

今般、低濃度PCB含有廃棄物であることを確認するための測定法について別添のとおりとりまとめたので通知します。

なお、PCB廃棄物については様々な種類や性状のものが存在することから、本測定法については、今後、必要に応じて改訂することとしています。

